

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年2月14日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 通知の要旨

平成29年1月18日農林水産省告示第87号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
梶谷武	榛原郡川根本町千頭字大間峠 410	川根本町役場
松岡豊	榛原郡川根本町千頭字不動沢 426 の1	川根本町役場
瀧波登	榛原郡川根本町千頭字三方森 416	川根本町役場
望月和樹	榛原郡川根本町千頭字日カケ 422 の1	川根本町役場